

健生発 0328 第 7 号
6 輸国第 4606 号
令和 7 年 3 月 28 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働省・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 US-S1「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」、KR-S1「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」及び BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」について、輸出先国の規制に応じた変更、輸出証明書に係る発行手数料の納付開始に伴う変更その他所要の改正を別添のとおり行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

手続規程の別紙 KR-S1「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」及び同手続規程の別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」の衛生証明書の発行手数料の納付に係る規定は、本年 4 月 1 日の申請分から適用するものとし、手続規程の別紙 KR-S1「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」の別紙様式 5-1 及び 5-2 の衛生証明書様式は、本年 4 月 1 日発行分から適用するも

のとします。

なお、「ブラジル向け輸出水産食品に係る関係業務の実施について」（令和5年6月29日付け医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）は、本通知をもって廃止します。